

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、原則として、**「プッシュ型」による支給**を行いますので、**改めての申請は不要です。**（公務員の方と高校生等を養育している方は申請が必要です。）

※希望しない場合等は、届出書が必要になります。

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ① 令和3年9月分の**児童手当（本則給付）支給対象**となる児童
- ② 9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（**新生児**）

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、**5万円**です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

令和3年12月24日から、**順次支給を開始**します。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

- ① 児童手当（本則給付）を受給している受給者
令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。
- ② 支給申請を行った保護者
申請書で指定した口座に振り込みます。

私は申請が必要なの？（申請が必要な方＝「プッシュ型」でのお知らせが届かない方）

次に記載する方は申請が必要です。

- ・ 令和3年9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童を養育している保護者（保護者の 所得が児童手当（本則給付）と同等未満の所得であること）
- ・ 所属庁から児童手当（本則給付）を受給している**公務員**
- ・ 令和4年3月までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（**新生児**）の保護者 等

詳しくはHPでお知らせいたします。

●問い合わせ 上島町役場 住民課 ☎77-2503

年金だより

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金のポイント

❑ 将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

❑ 老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

国民年金保険料のお支払い

❑ 国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16,610円です（令和3年度）。

❑ 「付加年金制度」があります！

定額保険料（16,610円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取れます。

❑ 「前納割引制度」があります！

保険料をまとめて前払い（前納）すると、割引が適用されるのでおトクです。

❑ 口座振替・クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

学生納付特例制度と「納付猶予制度」

❑ 「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

❑ 「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・お手続きについては、役場住民課または今治年金事務所までお問合せください。

●問い合わせ 上島町役場住民課 ☎77-2503 今治年金事務所 ☎0898-32-6141